【質問回答表】県立つくばサイエンス高等学校新棟整備事業

令和８年（2026 年）11 月 10 日公表

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	-	-	プール付属棟と本館の間などにある、屋内運動場につながる渡り廊下について、施工計画上支障となる場合、撤去して体育館への仮設動線を設けるなどの計画は可能か。 また、屋内運動場近くの屋外トイレは可能な限り残す方向で考えたいが、既存施設の取扱いに関して改修・建替え等を提案できるか。	渡り廊下及び屋外トイレについては、今回の新棟整備事業を実施する上での必要性・関連性を説明できる範囲で、建て替えなどの御提案をいただいて差し支えありません。 ただし、渡り廊下及び屋外トイレは、いずれも必要な施設になりますので、仮設の状態を残したまま、或いは、撤去したまま事業を完了する等の計画は認めません。
2	募集要項	P10～11	3-6（3）ア（オ）及びイ（オ）に定める「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校施設」とは学校に付随する屋内体育館も含まれますか。	含まれます。 屋内運動場（体育館）についても、「学校施設」に含むものとして取り扱います。
3	募集要項	P10～11	3-6（3）ア（オ）及びイ（オ）に定める「庁舎その他これらに類する公共建築」とは確認申請用途区分 08300「地方公共団体の支庁又は支所」や 08330「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」は含まれますか。	本募集要項における「庁舎その他これらに類する公共建築物」については、国又は地方公共団体等が整備する公共の用又は公用に供する建築物を想定しています。 このため、ご質問の地方公共団体の支庁又は支所、税務署、警察署、保健所、消防署等についても、対象となる公共建築物に含むものとして取り扱います。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
4	募集要項	P10～11	3-6（3）ア（オ）、イ（オ）及びウ（オ）に実績等の記載がありますが、ア「設計業務」・イ「工事監理業務」には用途等の制限の記載がありますが、ウ「建設業務」はナシと考えてよろしいでしょうか。	建設業務に係る実績については、対象となる建築物の用途による制限は設けておりません。 ただし、募集要項３－６（３）ウ（オ）に定める竣工時期、工事種別、延床面積等の要件は満たす必要があります。
5	募集要項	P3	施設概要として延床面積の記載がありますが、要求水準別紙資料２の通り屋内用途の面積と考えてよろしいでしょうか。その場合の上下限の目安（一般的には±10%）を教えてください。	募集要項及び要求水準書に記載する「延床面積 960 ㎡程度」は、新棟の延床面積を想定しており、お見込みのとおり、要求水準書「別紙資料２ 平面イメージ図」（24 ㎡×40 ㎡＝960 ㎡）をご参考にしてください。 また、上下限の目安について、一律に±10%等の設定は行っておりませんが、募集要項や要求水準書等に示す提案上限額や事業期間、各諸室の必要な機能、面積等を満たした上で、延床面積 960 ㎡程度を基本として提案してください。
6	要求水準書	P12	構造計画にＳ造（重量鉄骨造）を基本とする。と記載がありますが、提案によりその他の構造とすることは可能でしょうか。	Ｓ造（重量鉄骨造）以外の構造による提案も可能です。要求水準書に定める耐震安全性その他の要求水準を満たすとともに、提案上限額の範囲内で、事業期間内に確実に施工を完了できる計画としてください。
7	要求水準書	P4	設計業務内に測量調査業務がありますが、「つくばサイエンス高等学校」敷地全体では範囲が大きいと考えられます。必要範囲をご教示ください。	学校敷地全体について、一律に測量を実施することを求めるものではありませんが、新棟建設予定地及びその周辺の解体、外構、既存設備の切り回し等を含め、各実施設計や建築計画通知等に必要となる範囲について、水準測量及び平面測量を実施してください。 なお、具体的な測量範囲については、各事業者の計画に応じて適切に判断してください。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
8	要求水準書	P23	(イ)(ウ)に上下水道の切り回しの記載がありますが、予定地周辺の管路や接続口等の資料があればお示し頂けないでしょうか。	既存の上水道及び下水道等の管路、接続位置等に係る図面については、学校施設の安全管理上の観点から、ホームページ等での公表は行いません。 ただし、本事業への応募又は事業提案の検討に当たり、既存図面等の確認が必要な場合には、事前につくばサイエンス高校へご連絡の上、保有する関係図面等の閲覧についてご相談ください。 なお、既存図面等については、作成後の改修等により現況と異なる場合がありますので､参考資料として取り扱うものとし、実際の設計・施工に当たっては、現地調査等により現況を確認していただきますようお願いいたします。
9	要求水準書	P23	(エ)に既存受変電設備改修の記載がありますが、既存はどこにありますか。場所をお示し頂けないでしょうか。	既存の変電室は特別教室棟西側、既存のサブキュービクルは屋内運動場北側にあります（要求水準書 p11 の２－１（３）参照)。詳細な位置については、現地をご確認ください。
10	要求水準書	P23	雨水処理方法について記載がありませんが、接続先等処理方法についてご教示ください。	雨水については、要求水準書２－５（２)「排水」に記載のとおり、雨水を十分に処理できる能力を有する排水溝又は暗渠を整備し、敷地内の水路（雨水排水管を含む）へ排水する計画としてください。 なお、施設外の水路への直接排水は行わないものとします。
11	様式及び記載要領	P2	A2 サイズ 1 枚にまとめること。と記載がありますが、縦使いでも良いでしょうか。	「様式及び記載要領」３－２に記載のとおり、様式８の事業提案書は A2 横で作成をお願いいたします。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
12	－	－	計画にあたり、予定地(周辺を含む)の形状や高低レベルが分る資料（PDF、CAD）をご公表頂けないでしょうか。	予定地及びその周辺の形状、高低レベル等に関する PDF 又は CAD データについて、追加資料として公表する予定はありません。 事業提案に当たっては、公表している資料及び現地の状況を踏まえて検討をお願いいたします。 なお、契約後は、要求水準書等に基づき、各実施設計に必要となる水準測量及び平面測量を事業者において実施してください。
13	募集要項	p 10	３－６(３)ア（エ)「茨城県内に主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）を有するもの」とありますが、登記簿謄本に記載した事業所であれば、今回の営業所（支店等）に該当すると考えてよいですか。	登記事項証明書に茨城県内の支店として記載されている場合は、原則として、募集要項３－６（３）ア（エ）に規定する「営業所（支店等)」に該当するものとして取り扱います。 ただし、営業所の実態について疑義がある場合には、別途確認資料の提出を求めることがあります。
14	募集要項	p 11	３－６(３)エ(ア)「電気通信工事について、令和７・８年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていること。」とありますが、業種名「電気工事」のみでの登録業者でもよろしいですか。	情報ネットワーク環境構築業務に当たる者は、募集要項３－６（３）エ（ア）に記載のとおり、「電気通信工事」について、令和７・８年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。 したがって、「電気工事」のみで登録されている場合は、当該要件を満たしません。
15	様式及び記載要領	p 1	１－１で設計業務に当たる者と工事監理業務に当たる者が、同一の者が担当する場合一人の管理技術者で兼用してよいですか。	設計業務に当たる者と工事監理業務に当たる者が同一の者である場合、それぞれの業務に係る参加資格要件を満たし、かつ、それぞれの業務を適切に履行できる体制が確保されている場合には、同一の管理技術者が兼務することは可能です。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
16	審査基準	p 2	６－２（２）ア提案価格に対する内容審査に（最低提案価格）とありますがどの様な価格のことですか。	「最低提案価格」とは、審査基準書に定める審査手順を経て、内容審査における価格評価の対象となった提案価格のうち、最も低い価格をいいます。
17	要求水準書	p 4	１－４ に関し、既存の給排水配管、電気幹線、情報通信配線等について、埋設位置、深さ、管径、系統が確認できる既存図面及び関連資料をご提供いただけますでしょうか。また、提示資料と現況に相違があった場合の工事費及び事業期間の変更について、ご教示ください。	既存図面等の公表に関しましては、No. 8 の回答をご参照ください。 既存設備の位置、系統等については、要求水準書に基づき、現地の状況を確認の上、必要な調査を実施し、設計してください。 公表資料等と現況に相違がある場合であっても、直ちに契約金額又は事業期間の変更対象となるものではありません。まずは、要求水準書及び事業契約書に基づき、契約金額及び事業期間の範囲内で対応可能な方法を検討してください。 なお、事業契約書第 37 条に規定する条件変更等に該当する事実が確認され、契約内容の変更が必要となる場合は、その内容や必要性を精査の上、事業契約書等の定めに基づき取り扱うものとします。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
18	要求水準書	p 22	３－１に関し、既存のボーリング調査結果に加え、基礎形式及び支持地盤の検討に必要な地盤資料がございましたら、ご提供いただけますでしょうか。また、追加地質調査により当初想定できない地盤条件が判明した場合、契約金額及び事業期間の変更協議の対象となりますでしょうか。	地盤に関する資料については、要求水準書の別紙資料４「ボーリング柱状図」を参照してください。現時点では、これ以外の地盤資料を追加で公表する予定はありません。 なお、要求水準書に記載のとおり、本事業の中で、事業者において新棟の設計に必要となる地質調査等を実施し、その結果に基づき適切に設計施工を行うものであり、地盤の状況により、直ちに契約金額又は事業期間の変更対象となるものではありません。まずは、契約金額及び事業期間の範囲内で対応可能な設計・施工方法を検討してください。 なお、事業契約書第 37 条に規定する条件変更等に該当する事実が確認され、契約内容の変更が必要となる場合は、その内容や必要性を精査の上、事業契約書等の定めに基づき取り扱うものとします。
19	要求水準書	p４等	１－４、４－１ に関し、解体対象となる既存施設について、竣工図、改修履歴及び既往のアスベスト調査結果がございましたら、ご提供いただけますでしょうか。また、事前調査で確認できなかったアスベスト、地中障害物等が施工中に判明した場合の取扱いについて、ご教示ください。	既存図面等の公表に関しましては、No.８の回答をご参照ください。 また、解体対象となる既存については、施工前、施工中にかかわらず、事業者はアスベスト調査が必要になった時点において都度実施し、その結果に基づき適切に設計・施工を行う計画としてください。 なお、地下埋蔵物等が判明した場合には、速やかに県へ報告の上、関係法令等に基づき対応してください。通常、明らかに想定できない地下埋蔵物等が判明した場合は、内容を精査の上、事業契約書等の定めに基づき取り扱うものとします。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
20	要求水準書	p17～	２－４、別紙資料３に関し、設置を想定する科学機器、工作機器等について、本事業で調達する機器と県が別途調達する機器の区分、及び各機器の想定仕様・必要設備容量をご教示ください。	本事業において選定事業者が調達する什器及び備品については、要求水準書及び別紙資料３「備品リスト」に示すものを基本とします。 県（学校）が別途調達する備品等で要求水準書等に具体的な定めがないものについては、設計段階において県及び学校と協議の上、調整するものとします。 なお、事業者におかれましては、要求水準書に示す利用目的及び要求水準を踏まえ、当該備品等の設置及び使用に必要と想定されるスペース、電源、給排水その他の設備を計画してください。 これらの調整は、本事業の要求水準の範囲内で行うものであり、原則として契約金額及び事業期間の変更を伴わないものとします。
21	要求水準書	p 30～	５－１に関し、既存校舎のアクセスポイント、ネットワーク機器の型番・構成、既存ネットワークとの接続条件及び配信設備との接続仕様について、参考資料をご提供いただけますでしょうか。また、県が別途調達する配信機材等の想定仕様についてもご教示ください。	既存校舎のアクセスポイント、ネットワーク機器の型番・構成､既存ネットワークとの接続条件等の詳細な情報については、学校施設の情報セキュリティ及び安全管理上の観点から、公表は行いません。 また、県が別途調達する配信機材等の具体的な仕様については未定です。提案内容を考慮し、設計時に県及び学校との協議により決定します。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
22	要求水準書	p 4	１－４に関し、既存校舎・渡り廊下等との接続に伴う改修範囲及び既存施設側の設備改修範囲について、具体的な想定範囲をご教示ください。また、既存施設の構造図及び設備図の提供は可能でしょうか。	既存図面等の公表に関しましては、No. 8 の回答をご参照ください。 既存校舎、渡り廊下等との接続に伴う改修及び既存施設側の設備改修については、要求水準書に定める新棟の整備に伴う、既存設備からの切り回し、接続、新規布設等、必要となる全ての範囲を本事業の対象としています。 これらの既存施設との接続、切り回し及び必要な改修については、本事業の事業範囲に含まれるものであり、原則として契約金額及び事業期間の範囲内で実施してください。
23	事業契約書（案）	p 14～18	第 37 条から第 46 条に関し、設計段階における県との協議により、当初の要求水準を超える仕様変更、設備追加又は工事範囲の追加が生じた場合、契約金額及び事業期間の変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書は、１－１に記載のとおり、本事業の遂行に際して県が選定事業者に要求する「最低限の水準」を示したものです。 設計段階における県及び学校との協議については、事業者の技術力や創意工夫を十分に生かし、原則として契約金額及び事業期間の範囲内で対応していただくことを想定しています。 なお、仮に、事業契約書第 37 条から 46 条に該当する状況になった場合においても、契約金額又は事業期間の変更が当然に行われるものではなく、事業契約書の規定に基づき、その内容や必要性を精査の上、県と事業者との間で協議するものとします。

No.	資料名	該当ページ	質問内容	回答
24	募集要項	P11	ウ（エ）令和９年３月下旬「事業契約の締結（県議会の議決）」とありますが、その時点で適正に配置できればよろしいでしょうか。	来年１月中旬頃に仮契約の締結を予定しておりますが、仮契約は県議会の議決を得たときに本契約として効力を生じることとなるため、少なくとも仮契約の締結の時点では監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要はありません。 現場施工に着手する時点から、関係法令等に基づき適切に専任配置してください。 なお、現場施工に着手する時期については、契約締結後、事業工程を踏まえ、県と事業者との協議により確認するものとします。